|  |
| --- |
| **「****地域で活躍する薬剤師の確保推進事業補助金」公募要領** |

大阪府では、コンテナ型の調剤設備（以下「研修設備」という。）を整備し、研修設備を活用した研修を行うことで、より専門性の高い薬剤師を養成するとともに、在宅医療の推進や災害時の備えにつなげるため、「大阪府補助金交付規則」及び「地域で活躍する薬剤師の確保推進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）」に基づき、研修設備を活用した事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）に対して補助金を交付する「地域で活躍する薬剤師の確保推進事業補助金」事業を実施します。

**１．対象事業者**

大阪府内で交付要綱第３条に掲げる補助対象事業を実施するものであって、次に掲げる要件をすべて満たす法人又は複数の法人による共同企業体（以下「共同企業体」という。）。なお、共同企業体で参加する者にあっては、構成員全員が該当すること。

　○法人（役員等）が、次に該当する者でないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員もしくは大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第２条第４号に規定する暴力団密接関係者

イ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から１年を経過しない者

ウ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22 　年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第１項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から一年を経過しない者

　○コンテナ型の調剤設備の整備や薬剤師向けの研修等の実施など、補助の対象となる事業について一定の実績を有すること。

○府の区域内に事業所のある者にあっては、府税に係る徴収金を完納していること。

府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における都道府県税に係る徴収金を完納していること。

○法人税、消費税及び地方消費税を完納していること。

**２．補助対象事業**

　　補助対象となる事業の内容は、次のことを満たす必要があります。

（１）研修設備の整備

　　　最低限、以下の要件を満たした研修設備を整備し、運用すること

　　　ア　すべて新品又は未使用のものであること

　　　イ　研修設備の仕様は以下の内容を満たすこと

・コンテナ（サイズ：20フィート、フレーム：JIS鋼材、外壁：コルゲート鋼板t1.6mm）

・入り口ドア（鍵付き、網戸付き）

　・窓（鍵付き、網戸付き、遮光ブラインド付き）

　・内装下地（Ｍクロス、軽天下地（天井、壁）断熱材、ラワン合板（床）、軽天、スタッド、ランナー、スペーサー、振れ止め、根太、その他副資材）

　・内装（薬局の調剤室の規格に準じた内装材とすること：クロス、巾木（天井、壁）、ファイバーテープ（床）ストロングビニール、コンテナ引渡し前クリーニング）

　・外装（塗装、外装デザイン）

　・空調設備（エアコン10畳用）

　・吸排気設備（換気扇等）

　・電源設備（日本製ユニット配線・日本製分電盤・（PSE規格））

※　空調、室内照明、調剤機器等の電源は、搭載した発電機及び外部電源で賄えること

※　コンセントを６か所設置すること

　・非常用電源（発電機２台）

・照明（300～750ルクス）

　・給水設備（給水ポンプ、給水・排水設備、給水器具）

　・発電機等機器を設置する場所と調剤等を行う室内とは仕切ること

　・搭載する調剤機器、什器類等は、運用の際の移動時には壁または床に固定する装備と、振動等から保護する装備を有すること

　　※　調剤機器は、取り外しができるような仕組みを講じること

　・上記にかかる設計、デザイン、工事、作業、管理、不用品の廃棄、その他研修設備の整備に必要な作業等を含む

ウ　在宅医療や災害時に対応できる薬剤師を養成するための次の設備・調剤機器又は同等程度の設備・機器を整備すること

・自動分割分包機（CPX45AIV）１台

・錠剤台（RL90-MH（4）2）１台

・水剤台（RP60-MJ）１台

・散薬台（RP60-MI）１台

・分包機組込散薬台（RL90-MM90）１台

・調剤台・薬品低温保管庫（RL90-MBK(6)）１台

・作業台（UWD-900）１台

・ハイパーテーション２台

・電子天秤（LiBRA-620D）１台

・クリーンベンチ１台

・調剤器具（軟膏板、乳鉢・乳棒、へら、薬さじ、メートルグラス）

・折りたたみベッド２台

・折りたたみ椅子２脚

エ　メーカー設定の標準付属品は、仕様に記載がなくとも当該機材の付属品として含めること

オ　用途に応じた機材の正常な動作、運用を満足する適切な機器構成オプション、周辺機器、付属品、及び設置に必要な敷材（設置資材、電源ケーブル等）は、仕様に記載がなくとも当該機材に含めること

　　　　カ　各機材の取扱い説明書を添付すること（構成品、付属品を含む）

　　　　キ　各機材については、整備時に点検を行うとともに、研修等で使用した場合には、清掃や再点検を行うこと

　　　　ク　研修設備は、日常は大阪市内に設置し、研修時や災害時に速やかに移動できるようにすること※

　　　　　　※日常の設置場所は、南海トラフ地震等の発生を想定し、ハザードマップ等において津波等による被害が少ない場所とすること

　　　　　　　（ハザードマップポータルサイト<https://disaportal.gsi.go.jp/>）

　　　　ケ　研修設備の操作指導、技術習得に必要な研修を大阪府職員等向けに行うこと

　　　　コ　研修設備の整備後、少なくとも７年間は、自らの負担で研修設備の維持・管理を行うとともに、大阪府と協議し、研修及び災害時の運用について協力すること

（２）薬剤師の資質向上に向けた研修の実施

大阪府内の薬局・医療機関に勤務する薬剤師、薬学生等を対象に、研修設備を活用した在宅医療や災害時等に対応できる薬剤師の養成や地域のイベントでの活用など、以下の例示に沿った活用を自らもしくは他の機関等と協力して実施すること。なお、令和７年度は３回程度研修等を行い、その費用は補助事業費より支出することができる。

令和８年度以降も、研修設備の維持・管理を行っている期間においては、継続して研修設備を活用すること。

　　　（活用方法の例示）

ア　調剤設備等を活用した薬剤師又は薬学生向けの研修

イ　薬剤師への研修において、研修設備の見学や説明会を開催

ウ　地域の健康イベント等に参加し、住民に薬事の説明や子どもの体験教室を開

　催

エ　地域での災害訓練等に参加し、住民への紹介、薬局等と連携した訓練の実施

（３）研修設備の運用協力

　　　大阪府等からの要請に応じ、研修設備の維持・管理を行っている期間においては、一般社団法人大阪府薬剤師会と調整し、以下のとおり災害対策等に係る研修設備の移動等の協力を行うこと。なお、移動等に必要な経費は、原則要請したものが負担するものとする。

　　　ア　大阪府等が指定する場所まで研修設備の移動・設置を行うこと

　　　イ　大阪府等が指定する医薬品・医療材料等を研修設備に積み込むこと

　　　ウ　大阪府等からの要請があった場合、移動先の研修設備への医薬品等の提供を行うこと

　　　エ　大阪府等の指定する期間が完了した際は、設置場所まで移動・設置を行うこと

　　　オ　研修設備の移動や使用した医薬品等の費用について、大阪府等に請求すること

**３．補助対象事業の実施期間**

　　交付決定日から令和８年3月31日までに実施する事業が対象です。

　　（なお、実施期間後も一定期間において協力をいただくことを協定等で取り決める予定

です。）

**４．補助金額、補助件数**

(1) 補助金額

事業１件につき、1,320万円を上限とします。通貨は日本円とします。

　(2) 補助件数

　　　採択件数は、１件を予定しています。

**５．補助対象経費について**

補助対象となる経費は、表のとおりです。

補助事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるもので、補助金交付決定以降に、発注、購入、契約等を行い、補助事業実施期間中に支払いが完了し、かつ証拠書類によって金額等が確認できる次に掲げる経費が対象となります。

また、補助金の額の算定にあたり千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

【補助対象経費】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | 費目※ | 経費の一例 |
| 地域で活躍する薬剤師の確保推進事業の実施に必要な経費 | 報償費 | 研修を外部専門家に依頼した場合の謝金　等 |
| 需用費 | 消耗品等の購入費、印刷費　等 |
| 役務費 | 研修設備の移動、郵便料、送料等の通信運搬費用　等 |
| 使用料及び賃借料 | 研修の会場借上げ費　等 |
| 研修設備整備費 | 研修設備の整備にかかる費用（改修費、運搬費、設置費、調剤設備の整備費等、研修設備の整備に必要な費用を含む。） |
| 賃金 | 事業従事者の直接作業時間に対する給料、諸手当　等 |
| 旅費 | 交通費　等 |

※その他経費について知事が必要と認めた場合は対象に含めます。

**【**補助の対象外となる経費**】**

　　公租公課、事務所等に係る土地・建物の取得に係る経費、家賃、保証金、敷金、仲介手数料及びこれに類する費用、汎用性のあるパソコンや量産用機械の購入費用（※）、その他本補助金の趣旨目的に照らし交付することが不適切と認められる費用、及び社会通念上、公的補助金として交付することが不適切と認められる費用。また、交付決定日より前に発注や契約行為を行ったもの。

（※）ただし、当該研修事業の実施に必要不可欠なものであることが認められる場合は、補助対象とすることがあります。

**６．公募及び応募書類の受付**

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりとする。

(1) 公募

　　・令和７年８月８日（金曜日）から令和７年８月28日（木曜日）まで、大阪府（薬務課）ホームページで募集します。

　　・公募要領等に質問のある方は、公募開始日から令和７年８月20日（水曜日）午後5時まで、以下の電子メールにて受け付けます。

　　　　大阪府健康医療部生活衛生室薬務課

　　　　電子メールアドレス：yakumu-g29@gbox.pref.osaka.lg.jp

　　　※電子メール送信後、必ず電話（06-6944-6699）で受信の確認をお願いします。

　　　　なお、電話受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前10時から午後５時までとなりますので、ご留意ください。

　　　　電子メール以外（口頭、電話等）による質問は受け付けません。

　　　　質問への回答は、令和７年８月25日（月曜日）までに大阪府（薬務課）ホームページに掲載し、個別には回答しません。

（掲載先）  
　<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100100/yakumu/topics/yakuzaishikakuho.html>

(2) 応募方法

　　・応募される方は、以下の書類を、令和７年８月28日（木曜日）必着で、以下の宛先に郵送又は直接持参してください。

〈提出先〉

　　　　〒540-8570

大阪市中央区大手前2-1-22　本館６階

　　　　大阪府　健康医療部　生活衛生室　薬務課　薬務企画グループ

薬剤師確保推進事業補助金　担当者あて

（電話）06-6944-6699

　　・応募に必要な書類は次のとおりです。各1部です。

　　　なお、様式等は、大阪府（薬務課）ホームページからダウンロードしてください。

　　（ホームページ）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100100/yakumu/topics/yakuzaishikakuho.html>

　 　ア 事業計画書（様式第１号）

　　 　「２．補助対象事業」について、どのように実施するか具体的に記載してください。以下についての内容を必ず記載してください。

・研修設備の整備

効果的な研修や災害時にも対応した研修設備の整備内容（必要な設備、器具等）、研修設備の設置場所、研修設備の維持管理方法　など

・薬剤師の資質向上に向けた研修の実施

研修内容（実施体制、実施方法　など）

・研修設備の運用協力

災害時等の運用方法（研修設備の移動・設置方法、災害時における医薬品・医療材料等の確保・供給体制など）

　　　　※　各事業に要すると見込まれる経費を記載してください。

　　　　※　当該事業につき、国、地方公共団体及び民間団体等からの補助金、助成金等を受ける場合には、同時に受けることができない場合がありますので、該当する可能性がある場合は、必ずその旨を記載ください。

　　イ　要件確認申立書（様式第２－１号）

補助金交付要件について、申立事項のはい・いいえのいずれかに○をつけてください。

ウ　暴力団等審査情報（様式第２－２号）

法人の役員全員について記入してください。共同企業体の場合は、構成する法人全ての役員全員について記入してください。

エ　登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し

発行後３か月以内のものを提出してください。

　　オ　納税証明書

次の（ａ）（ｂ）２ 種類（いずれも発行３か月以内のもの）を提出してください。

（ａ）府税事務所発行の「府税及びその附帯徴収金について未納の徴収金の額のないこと」の証明書

※ 府税の全税目について提出してください。

※ 事業所の所在地が大阪府の区域外の場合は、主たる事業所の都道府県の証明を提出してください。

（ｂ）税務署発行の納税証明書 未納の税額がないことの証明書

　※ 法人税、消費税及び地方消費税についての納税証明書（その３の３）を提出してください。（創業後１事業年度を経過していない場合は、創業から交付申請の日までに終了している事業年度の法人税、消費税及び地方消費税について提出してください。）

**７．審査の方法**

大阪府が提出された応募書類をもとに、事業の内容、実現性、継続性、実施の効果等について、下表の点について審査します。

審査の結果、補助金の交付が妥当である事業者については、大阪府（薬務課）ホームページにおいて公表し、補助金の交付手続きを進めます。

（公表先）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100100/yakumu/topics/yakuzaishikakuho.html>

|  |  |
| --- | --- |
| 項 目 | 内 容 |
| 研修設備の整備 | ・補助対象事業の条件を充足しているか。 |
| ・研修設備について、実現性のある適切かつ有益な整備内容か。 |
| ・事業についての見識があり、民間事業者のノウハウを活用した内容となっているか。 |
| 薬剤師向け研修 | ・補助対象事業の条件を充足しているか。 |
| ・研修内容について、知見やノウハウに基づく具体的な内容となっているか。 |
| ・研修事業を広く周知し、多くの受講者の参加が期待できる内容となっているか。 |
| ・関係する機関や団体と連携して、効果的な研修事業となっているか。 |
| 研修設備の維持・管理及び運用協力 | ・研修設備を適切に維持・管理を行える内容となっているか。 |
| ・大阪府からの要請に応じ、災害対策等に係る研修設備の移動等の協力を迅速かつ的確に行えるか。 |
| 業務遂行能力 | ・業務全体を適切かつ確実に実施する体制及び能力等を有するか。また、事業全体のスケジュールが妥当か。 |
| ・本業務と類似した過去の業務実績があるか。 |
| 費　用 | ・事業費用は妥当か。 |

※　審査対象からの除外（失格事由）

　　　次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外します。

　　ア　他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

　　イ　事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

　　ウ　応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

　エ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

**８．事務手続きにあたっての留意点**

・補助金交付にあたっては、関係法令、「大阪府補助金交付規則」、「地域で活躍する薬剤師の確保推進事業補助金交付要綱」等の規定に基づき手続きを行います。

・審査にあたって、暴力団等に該当しないことを審査するため、事業者の役員等の住所、生年月日等の一部個人情報を提出いただきます。

・補助金交付に関する一連の通知、関係する帳簿、関係書類及び領収書等の証拠書類については、補助金の交付を受けた年度終了後、10年間保存しなければなりません。